

第 5962 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 5月24日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 使用人に支給する賞与の損金算入時期

Q：決算賞与を支給しようと思いますが、期末に未払い計上する場合は注意が必要とか。どういう点に注意する必要がありますか？

A：次の点に注意してください。

【解説】

決算賞与などを期末に未払い計上してその期の損金にするには、次の要件を満たさなければなりませんので、注意してください。

①その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受ける全ての使用人に対して通知をしていること

（注1）法人が、支給日に在職する使用人のみに賞与を支給することとしている場合のその支給額の通知は、ここでいう通知には該当しません。

（注2）法人が、その使用人に対する賞与の支給について、いわゆるパートタイマー又は臨時雇い等の身分で雇用している者（雇用関係が継続的なものであって、他の使用人と同様に賞与の支給の対象としている者を除きます）とその他の使用人を区分している場合には、その区分ごとに支給額の通知を行ったかどうかを判定することができます。

②①の通知をした金額を、通知した全ての使用人に対しその通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1か月以内に支払っていること（通知した使用人が退職している場合であっても支給しなければなりません）

③その支給額につき①の通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること

